

議第253号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 9 月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

北区役所小野郷出張所の項中「京都市北区小野下ノ町100」を「京都市北区小野下ノ町100番地」に改める。

北区役所中川出張所の項中「京都市北区中川北山町46」を「京都市北区中川北山町46番地の2」に改める。

左京区役所岩倉出張所の項を削る。

左京区役所八瀬出張所の項中「京都市左京区八瀬秋元町578」を「京都市左京区八瀬秋元町577番地」に改める。

左京区役所久多出張所の項中「京都市左京区久多宮の町3」を「京都市左京区久多宮の町3番地」に改める。

南区役所久世出張所の項中「京都市南区久世大藪町」を「京都市南区久世大藪町62番地」に改める。

右京区役所高雄出張所の項中「京都市右京区梅ヶ畑奥殿町」を「京都市右京区梅ヶ畑奥殿町26番地の1」に改める。

伏見区役所淀出張所の項中「京都市伏見区淀池上町」を「京都市伏見区淀池上町131番地の1」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

左京区役所岩倉出張所を廃止する等の必要があるので提案する。